

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県神栖市鰐川25番地345
氏名 有限会社 三豊
代表取締役 利根川 久美子
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。



茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和7年11月25日
許可の有効年月日 令和12年11月24日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分

- 破砕 : 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずを除く。）(*3) (*5) 以上7種類
- 圧縮梱包 : 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に限る。）、木くず（夾雑物に限る。）、繊維くず（夾雑物に限る。）、ゴムくず（夾雑物に限る。）、金属くず（夾雑物に限る。）(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（夾雑物に限る。）(*3) (*5) 以上7種類
- 減容 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）(*3) (*5) 以上1種類
- 切断 : 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に限る。）、木くず（夾雑物に限る。）、繊維くず（夾雑物に限る。）、金属くず（夾雑物に限る。）(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（夾雑物に限る。）(*3) (*5) 以上6種類

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成17年11月25日	新規許可	平成30年11月27日	変更届
平成22年11月25日	更新許可	令和3年2月5日	更新許可
平成27年12月25日	更新許可	令和6年2月19日	変更届（代表者の変更）
平成30年6月26日	変更届	令和7年6月25日	変更届
平成30年9月11日	変更許可（品目の追加）	令和7年11月25日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県稲敷市下太田字池下 4 4 4 5 番地 他 2 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設 (No. 1)	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず（コンクリートくずを除 く。）(*3) (*5) 以上 6 種類	平成 17 年 9 月 29 日 平成 17 年 8 月 3 日 1-1-0260
破碎施設 (No. 2)	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず（コンクリートくずを除 く。）(*3) (*5) 以上 6 種類	平成 17 年 9 月 29 日 平成 17 年 8 月 3 日 1-1-0261
破碎施設 (No. 3)	2.0 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類（付着物に限る。）(*3) (*5)、 紙くず（付着物に限る。）、木くず、繊維くず（付 着物に限る。）、ゴムくず（付着物に限る。）、金 属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず（コンクリートくずを除き、付着 物に限る。）(*3) (*5) 以上 7 種類	平成 17 年 9 月 29 日 平成 17 年 8 月 3 日 1-1-0262
破碎施設 (No. 4)	3.0 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に 限る。）、木くず（夾雑物に限る。）、繊維くず（夾 雑物に限る。）、ゴムくず（夾雑物に限る。）、金 属くず（夾雑物に限る。）(*5) 以上 6 種類	平成 30 年 5 月 31 日 平成 30 年 4 月 9 日 1-1-0442
圧縮梱包施設 (No. 1)	4.72 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に 限る。）、繊維くず（夾雑物に限る。）、金属くず （夾雑物に限る。）(*5)、ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず（夾雑物に限る。）(*3) (*5) 以上 5 種類	平成 30 年 5 月 31 日 平成 30 年 4 月 9 日 1-1-0444
圧縮梱包施設 (No. 2)	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に 限る。）、木くず（夾雑物に限る。）、繊維くず（夾 雑物に限る。）、ゴムくず（夾雑物に限る。）、金 属くず（夾雑物に限る。）(*5)、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず（夾雑物に限 る。）(*3) (*5) 以上 7 種類	平成 30 年 5 月 31 日 平成 30 年 4 月 9 日 1-1-0446
減容施設	0.32 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） (*3) (*5) 以上 1 種類	平成 30 年 5 月 31 日 平成 30 年 4 月 9 日 1-1-0445
切断施設	26.75 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず（夾雑物に 限る。）、木くず（夾雑物に限る。）、繊維くず（夾 雑物に限る。）、金属くず（夾雑物に限る。）(*5)、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （夾雑物に限る。）(*3) (*5) 以上 6 種類	平成 30 年 5 月 31 日 平成 30 年 4 月 9 日 1-1-0443

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く